

## 令和2年度診療報酬改定

## 疑義解釈について－①

(公社) 日本医療社会福祉協会

## 《参考》

- ・厚生労働省 疑義解釈資料の送付について(その1) 事務連絡令和2年3月31日
- ・日本医療社会福祉協会 診療報酬説明会 質疑応答(令和2年3月28日)

## 1. 入退院支援加算

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A246」入退院支援加算3の施設基準で求める「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」には、どのようなものがあるか。	現時点では、以下のいずれかの研修である。 ① 日本看護協会「小児在宅移行支援指導者育成試行事業研修」 ② 日本看護協会「2019年度小児在宅移行支援指導者育成研修」 ③ 日本看護協会「小児在宅移行支援指導者育成研修」
2	区分番号「A246」入退院支援加算及び入院時支援加算について、非常勤の看護師又は社会福祉士を2名以上組み合わせて専従の看護師又は社会福祉士の配置基準を満たす場合、例えば、専従の看護師1名の代わりに、非常勤看護師1名と非常勤社会福祉士1名を組み合わせて配置してもよいか。	不可。

## 2. 入退院支援加算(入院時支援加算)

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A246」の注7の入院時支援加算について、「患者の入院前」とは、入院当日を含むか。	入院時支援加算を算定するに当たっては、療養支援計画書の作成及び入院予定先の病棟職員への共有は入院前に、当該計画書の患者又はその家族等への説明及び交付は入院前又は入院当日に行うこととしており、この場合の入院前には入院当日は含まれない。

### 3. 入退院支援加算（総合機能評価加算）

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A246」の注8の総合機能評価加算について、「総合的な 機能評価に係る適切な研修」及び「関係学会より示されているガイドライン」とは、令和2年3月31日以前の旧医科点数表における区分番号「A240」 総合評価加算の要件を満たす研修及びガイドラインで差し支えないか。	当該研修及びガイドラインに基づいて患者の総合機能評価を行い、結果を踏まえて入退院支援を行うことができる内容であれば差し支えない。

### 4. 地域包括ケア病棟入院料

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A308-3」地域包括ケア病棟入院料について、「当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されている こと」とあるが、当該部門及び部門に配置される看護師及び社会福祉士は、 区分番号「A246」入退院支援加算の施設基準に規定される「入退院支援 及び地域連携業務を担う部門」と同一の部門でよいか。	よい。

### 5. 療養病棟入院基本料

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A101」療養病棟入院基本料の施設基準において策定が求められている「中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針」について、参考にすべきものはあるか。	「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き」（平成25年度厚生労働科学研究費補助金「医療機関における感染制御に関する研究」）の「カテーテル関連血流感染対策」等を参考とすること。なお、他の院内感染対策のための指針と併せて策定しても差し支えない。

6. 療養病棟入院基本料、地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A101」療養病棟入院基本料、区分番号「A308-3」地域包括ケア病棟入院料及び区分番号「A317」特定一般病棟入院料の注7について、保険医療機関が定める必要がある「適切な意思決定支援に関する指針」とは、令和2年3月31日以前の旧医科点数表における当該入院料等の施設基準の規定により保険医療機関が既に定めている「適切な看取りに対する指針」で差し支えないか。	当該指針に適切な意思決定支援に関する内容が含まれていれば差し支えない。

7. 療養・就労両立支援指導料

No	《問》	《回答》
1	区分番号「B001-9」療養・就労両立支援指導料の相談支援加算の施設基準で求める「厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。	現時点では、独立行政法人労働者健康安全機構の実施する両立支援コーディネーター基礎研修及び応用研修が該当する。

8. 診療情報提供書（I）

No	《問》	《回答》
1	区分番号「B009」診療情報提供料（I）の注7の情報提供先である「学校医等」について、「当該義務教育諸学校の学校医又は義務教育諸学校が医療的ケアについて助言や指導を得るため委嘱する医師をいう。」とされているが、定期的に学校に赴き健康診断等を行う保険医療機関の医師は該当するか。	以下のいずれかであれば「学校医等」に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条において学校に置くこととされている「学校医」として、任命又は委嘱されている医師。</li> <li>・ 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文部科学省初第1769号初等中等教育局長通知）に示されている、医療的ケアについて助言や指導を得るための医師（医療的ケア指導医）として教育委員会等から委嘱されている医師。</li> </ul>

9. 診療情報提供書（Ⅲ）

No	《問》	《回答》
1	区分番号「B011」診療情報提供料（Ⅲ）について、紹介元の医療機関に対して単に受診した旨を記載した文書を提供した場合には算定できないか。	単に受診した旨のみを記載した文書を提供した場合は算定不可。
2	区分番号「B011」診療情報提供料（Ⅲ）について、紹介された患者が、紹介元の医療機関への受診する予定が明らかでない場合についても、算定可能か。	算定不可。
3	区分番号「B011」診療情報提供料（Ⅲ）について、予約した次回受診日に患者が受診しなかった場合又は予約した次回受診日を変更した場合についても、算定可能か。	算定可能。

以上